

# 除雪は協力しあって 防災対策も十分に

いよいよ本格的な降雪期となり、前もって防備しておいて下さい。

三、道路端の樹木が雪のため垂れ下って除雪作業に支障をきたす場合が多いので、危険な枝等は降雪前に伐採して載せたいと思ひます。

四、屋根からおろした雪は、道路交通の支障にならないよう始末して下さい。

五、一度除雪した雪を再び道路へ投げ出さないで下さい。これは、自転車やバイクの通行が非常に危険となり、自動車のスリップ事故の原因にもなります。ぜひ、やめていただきますと思ひます。

六、除雪車の運行できない小路等の除雪については、部落一斉に行なりなど、できるだけ交通を確保ねがいます。

## ◎道路除雪はぬかりなく

一、道路に自動車や、その他の物件を放置しないで下さい。除雪車が通過することができず引返さる得ないことがあり、また、夜間作業が多い関係もあり、損傷事故のもとになります。

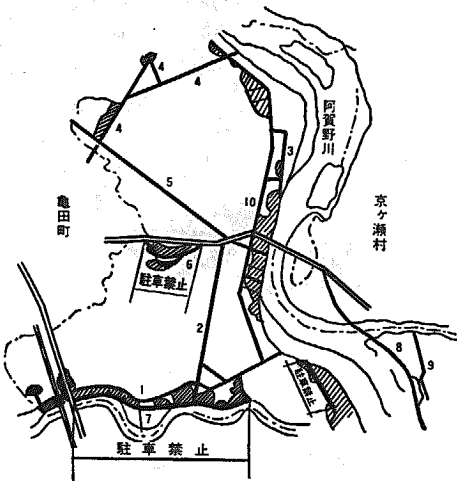
に若し火災が発生しても消防車の出動が遅れ、とりかえしのつかないこととなりますので消防対策とあわせて皆様の御協力をお願いします。

## 除雪計画路線名

路線名	区間	延長	図面番号	備考
酒屋～沢海線	二本木～沢海	7.2	1	県道大江山、五泉、安田線の海上をす。
横越～木津線	横越～木津	3.2	2	沢海～小杉間及び、県道前荻島線の北方文化博物館除雪を担当することになってい。
横越～小杉線	建設省出張所～蔵岡境	3.2	3	
小杉～砂崩線	小杉下～砂崩	3.1	4	
横越～新湯線	横越～丸山	3.5	5	左記路線の他、今年から部落内道路も除雪路線となりますが、原則として除雪車が作業出来る舗装道路となります。
川根谷内線	国道～国道	1.1	6	
沢海～二本木線	木津上～二本木	3.4	7	
焼山堤防線	横雲橋～下里	4.0	8	
窪河原～焼山線	窪河原～焼山	1.1	9	
沢海～小杉線	沢海～小杉	3.1	10	
その他	部落内道路	22.4		

## 道路除雪計画図

駐車禁止は厳守しましょう

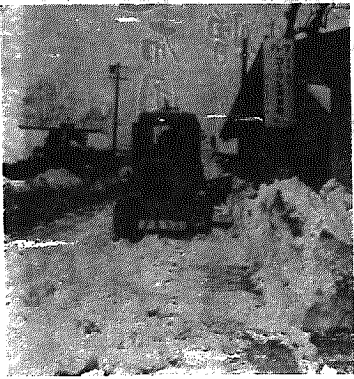


## ◎駐車禁止区域を設定

除雪車の運行に支障をきたさないよう、十二月一日から翌年三月末日までの冬期間、新潟県公安委員会の指定で、駐車禁止の区域が設けられます。

## ◎踏切の交通止

列車の安全運転確保のため国鉄当局から踏切道の敷板一時撤去の協力をうけたので、例年のとおり、二本木第一、第二、第三と、日本踏切を十二月十五日から翌年三月十五日まで敷板が撤去され、交通止となりますから、ご協力ください。



## 冬期の防火もしっかりと

(1) 消火栓や防火水栓の除雪に ついては、消防団員が担当しますが、最近では他市町村へ勤務している団員が多く、日中は不在の場合が多いので一般の方々にも特段のご協力をお願いします。

(2) 道路除雪や屋根からおろした雪で、出入口や避難口をふさぐことのないようご注意ください。

(3) 各家庭にできるだけ消火器を備えておきましょう。バケツ一杯の水は常に用意しておくこと。

(4) プロパンガスのボンベは雪で倒れることがないよう棒やチェーンで固定しておきましょう。

(5) 冬期間は暖房器具を使用する機会が多く、例年火災が多発しています。加えて積雪のため消防活動が困難でもあり、大惨事となる例が多々ありますので、これからの季節は、火の用心に心がけて、いっそうの御注意をお願いします。

## 土地・建物を売ったときの税金

昭和51年以後は税金の計算方法が変わります

① 2,000万円以下のとき……課税譲渡所得×20%  
 ② 2,000万円をこえるとき 次の①と②の合計額で

イ. 400万円

④ 課税譲渡所得×% (+) その他の所得 (-) 所得控除 × 所得税率

⑤ 1,500万円 (+) その他の所得 (-) 所得控除 × 所得税率

◎住民税は、①の場合は税率6%、②の場合は上記の算式の「所得税の税率」を「住民税の税率」にして計算します。

【長期譲渡所得の場合】  
 昭和50年分の計算方法と同じです。  
 【短期譲渡所得とは……昭和44年1月1日以後に取得した土地や建物を売ったときの所得です。】  
 (詳しくことなどの問い合わせは新潟税務署の電話(二五一番))

## 人権コーナー

### あなたの裁判費用を立替えます

私達が社会生活を営んでいると、好むと好まざるにかかわらず、いろいろな紛争に巻き込まれることがあります。

「交通事故などによる損害賠償請求」、「土地や家屋の明渡し」、「離婚、慰謝料、扶養の請求」など、このような紛争がおこった場合、相手方と話し合せて円満に解決できればそれに済みますが、どうしても話し合えない場合は、訴訟費用や弁護士費用の全部を立替える「法律扶助」制度があります。

① 裁判費用に困っている  
 ② 慰謝料(和解調停を含む)の見込があり、③ 法律上正しい権利を主張している方が、④ 訴訟費用や弁護士費用の全部を立替える「法律扶助」制度があります。

### 人権擁護委員は法律扶助の幹旋をします

法律扶助を受けた方は、法律扶助の財団法人法律扶助協会新潟県支部(新潟地方裁判所内)にその申込みをすることになりますが、あなたの地域の法律扶助委員に相談してください。



横中の防火くんれん